岩沼市都市計画総括図

1：10,000

岩沼市

都市計画の状況（令和７年６月現在）

※面積等は、「約」を省略し掲載しています。

１.都市計画区域

都市計画区域の名称等	当初指定	最終指定
仙塩広域都市計画区域　岩沼市 行政区域の全域　6,045ha	昭和24年10月15日 建告　第853号	昭和40年９月17日 建告　第2,716号

２.区域区分

区域区分等	当初決定	最終決定
市街化区域　1,159.4ha 市街化調整区域　4,885.6ha	昭和45年８月31日 県告　第690号	令和７年６月６日 県告　第389号

３.地域地区

(1)用途地域

用途地域面積（ha）												当初決定	最終決定
第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域	計		
151.5	1.7	115.2	18.5	253.7	6.2	6.2	42.5	138.1	249.3	176.5	1,159.4	S41.3.3 建告第366号	R7.6.6 市告第80号

(2)特別用途地区

種類	面積	当初決定	最終決定
特別工業地区 （工業専用地域）	38ha	昭和60年５月23日 市告　第30号	平成３年12月13日 市告　第110号

４.都市施設

(1)道路

22路線　総延長　約38,890m

街路番号 区分	規模	番号	街路名称	起点	終点	幅員	延長	車線	決定年月日	告示番号
1	3	2	仙台東幹線	岩沼市 押分字西砂押地先	岩沼市 下野郷字浦條	m 23.5	m 2,700	m	S60.9.10(決)	県告　第942号
3	3	161	国道幹線 ただし	岩沼市 南長谷字西宝坂 〃南長谷字西宝坂	岩沼市 梶橋 〃南長谷字玉崎	27 22	6,690 1,220		S34.5.23(決) S41.3.3(変) S46.3.30(変) S54.12.21(名) S60.9.10(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告　第312号 県告第1,356号 県告　第942号
3	3	184	相の釜館腰線	岩沼市 下野郷字新拓	岩沼市 下野郷字南坪	25	3,130		S60.9.10(決) H2.2.20(変) H3.12.13(変) H4.6.9(変)	県告　第942号 県告　第227号 県告第1,381号 県告　第709号
3	4	162	二木大通線	岩沼市 桜一丁目	岩沼市 北長谷字内田	18	2,420		S34.5.23(決) S41.3.3(変) S50.4.8(変) S54.12.21(名) H4.12.1(変) H6.8.24(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告　第464号 県告第1,356号 市告　第141号 市告　第52号
3	4	163	藤浪線 ただし	岩沼市 阿武隈一丁目 〃藤浪二丁目	岩沼市 藤浪二丁目 〃藤浪二丁目	20 23	350 20		S41.3.3(決) S54.12.21(名) S60.9.10(変)	建告　第367号 県告第1,356号 県告　第942号
3	4	164	岩沼中央線	岩沼市 本町	岩沼市 梶橋	16	2,360	2車線	S34.5.23(決) S41.3.3(変) S54.12.21(名) H2.2.21(変) H19.3.9(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告第1,356号 市告　第3号 県告　第233号
3	4	165	西大町線	岩沼市 館下一丁目	岩沼市 吹上二丁目	16	2,530		S34.5.23(決) S37.3.26(変) S54.12.21(名) H4.12.1(変)	建告第1,111号 建告　第845号 県告第1,356号 市告　第141号
3	4	166	亀塚線	岩沼市 相の原一丁目	岩沼市 字大和	16	1,220	2車線	S34.5.23(決) S41.3.3(変) S50.4.8(変) S54.12.21(名) S60.3.19(変) H2.2.21(変) H6.8.24(変) H15.3.28(変) H19.3.9(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告　第464号 県告第1,356号 県告　第264号 市告　第3号 市告　第52号 県告　第302号 県告　第233号
3	4	167	駅前大通線	岩沼市 館下一丁目	岩沼市 桜五丁目	16	780	2車線 （駅前広場）	S34.5.23(決) S41.3.3(変) S54.12.21(名) S60.9.10(変) H19.3.9(変) H20.6.2(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告第1,356号 県告　第942号 市告　第10号 市告　第61号
3	4	168	武隈線	岩沼市 館下一丁目	岩沼市 松ケ丘三丁目	16	1,590		S41.3.3(決) S50.4.8(変) S54.12.21(名) S60.10.22(変)	建告　第367号 建告　第464号 県告第1,356号 県告第1,121号
3	4	169	本町線	岩沼市 本町	岩沼市 本町	16	450	2車線	S34.5.23(決) S41.3.3(変) S54.12.21(名) H19.3.9(変)	建告第1,111号 建告　第367号 県告第1,356号 市告　第10号
3	4	170	朝日竹の里線	岩沼市 あさひ野一丁目	岩沼市 三色吉	17	1,510	2車線	S52.12.6(決) S54.12.21(名) H15.3.28(変) H19.3.9(変) R2.9.30(変)	県告　第983号 県告第1,356号 県告　第302号 市告　第10号 市告　第82号
3	4	173	末広押分線	岩沼市 末広一丁目	岩沼市 押分字志引	16	400		S60.9.10(決)	県告　第942号
3	4	174	東部線	岩沼市 押分字志引	岩沼市 押分字志引	16	570		S60.9.10(決)	県告　第942号
3	4	175	三軒茶屋岩沼線 ただし	岩沼市 押分字須加原 〃押分字須加原 〃下野郷字新筒下	岩沼市 末広二丁目 〃押分字新大同 〃末広二丁目	20 16 25	4,340 760 1,620	2車線4,340 4車線1,620	S60.9.10(決) H3.12.13(変) H13.10.30(変)	県告　第942号 県告第1,381号 県告第1,107号
3	4	176	空港三軒茶屋線	岩沼市 下野郷字新相野谷地	岩沼市 押分字新大同	20	3,020	2車線	H3.12.13(決) H13.10.30(変)	市告　第111号 市告　第77号
3	4	177	矢野目中央線	岩沼市 下野郷字新田	岩沼市 下野郷字北谷地	16	1,080		H3.12.13(決)	市告　第111号
3	4	178	花立線	岩沼市 下野郷字中西	岩沼市 下野郷字新関迎	16	1,010		H3.12.13(決)	市告　第111号
3	4	179	朝日山公園線	岩沼市 字朝日	岩沼市 字武隈	16	1,130	2車線	H19.3.9(決)	市告　第10号
3	5	171	新田線	岩沼市 松ケ丘一丁目	岩沼市 北長谷字内田	12	440		S50.4.8(決) S55.1.5(名)	市告　第14号 市告　第5号
3	5	172	武隈中央線 ただし	岩沼市 字大和 〃字大和	岩沼市 字武隈 〃字大和	12 15	1,080 20	2車線	S50.4.8(決) S55.1.5(名) H6.8.24(変) H15.3.28(変)	市告　第14号 市告　第5号 市告　第52号 市告　第21号
3	6	180	駅前南通線	岩沼市 館下一丁目	岩沼市 館下一丁目	11	90	1車線	H24.11.27(決)	県告　第907号

(2)駐車場

名称		計画決定						設置
番号	駐車場名	位置	面積(㎡)	構造	収容台数	年月日	告示番号	年月日
1	岩沼駅西自転車駐車場	岩沼市館下一丁目 及び館下三丁目	650	地上1層	300台	S60.10.22	市告第55号	S63.4.1

(3)公園　23箇所　計画決定面積　20.51ha

①街区公園　22箇所　4.71ha

番号	公園名	位置	計画決定 面積(ha)	年月日	告示番号	開設 面積(ha)	年月日
2・2・601	相の原公園	岩沼市相の原二丁目	0.15	S50.6.26	市告 第25号	0.15	S51.10.1
2・2・603	吹上公園	岩沼市吹上一丁目	0.15	S53.8.10	市告 第34号	0.15	S55.3.31
2・2・605	平等第一公園	岩沼市平等三丁目	0.28	S55.7.15	市告 第38号	0.28	S57.2.1
2・2・606	矢野目中央公園	岩沼市下野郷字新関迎	0.38	S55.7.15	市告 第38号	0.38	S55.3.31
2・2・607	藤浪公園	岩沼市藤浪一丁目	0.06	S55.7.15	市告 第38号	0.06	S55.3.31
2・2・608	末広公園	岩沼市末広二丁目	0.14	S57.4.6	市告 第13号	0.14	S57.11.25
2・2・609	松ケ丘第一公園	岩沼市松ケ丘三丁目	0.26	S57.4.6	市告 第13号	0.26	H2.2.1
2・2・610	松ケ丘第二公園	岩沼市松ケ丘二丁目	0.25	S57.4.6	市告 第13号	0.25	S59.11.1
2・2・611	松ケ丘第三公園	岩沼市松ケ丘二丁目	0.22	S57.4.6	市告 第13号	0.22	H11.3.31
2・2・612	松ケ丘第四公園	岩沼市松ケ丘一丁目	0.35	S57.4.6	市告 第13号	0.35	S58.12.1
2・2・613	鵜ケ崎公園	岩沼市栄町一丁目	0.23	S59.5.14	市告 第20号	0.23	S61.2.1
2・2・614	早股上公園	岩沼市早股字東砂押	0.43	S59.5.14	市告 第20号	0.43	S59.6.25
2・2・615	朝日一丁目公園	岩沼市朝日一丁目	0.28	S60.3.18	市告 第10号	0.28	H10.6.15
2・2・616	朝日二丁目公園	岩沼市朝日二丁目	0.33	S60.3.18	市告 第10号	0.33	S61.4.1
2・2・617	土ケ崎二丁目公園	岩沼市土ケ崎二丁目	0.20	S60.3.18	市告 第10号	0.20	H元.3.31
2・2・618	土ケ崎四丁目公園	岩沼市土ケ崎四丁目	0.20	S60.3.18	市告 第10号	0.20	S62.2.5
2・2・619	二木西公園	岩沼市二木一丁目	0.12	S60.3.18	市告 第10号	0.12	S60.2.28
2・2・620	矢野目北谷地公園	岩沼市下野郷字西北谷地	0.05	S60.3.18	市告 第10号	0.05	S60.2.28
2・2・621	桜二丁目公園	岩沼市桜二丁目	0.13	S62.2.16	市告 第9号	0.13	S62.12.22
2・2・622	竹の里二丁目公園	岩沼市竹の里二丁目	0.12	H3.3.4	市告 第22号	0.12	H3.12.24
2・2・623	竹の里一丁目公園	岩沼市竹の里一丁目	0.11	H5.4.9	市告 第31号	0.11	H5.12.27
2・2・624	恵み野三丁目東公園	岩沼市恵み野三丁目	0.27	H29.4.1	市告 第40号	0.27	H29.7.27

②総合公園　1箇所　15.8ha

5・5・601	朝日山公園	岩沼市字朝日、字荒井及び北長谷字畑松崎	15.8	S44.5.20 S48.1.26(変)	県告第2662号 県告　第81号	15.50 15.80	S46.2.20 〜 S56.4.1

(4)緑地　8箇所　136.85ha

番号	緑地名	位置	計画決定 面積(ha)	年月日	告示番号	開設 面積(ha)	年月日
1	丸沼緑道	岩沼市館下二丁目及び館下三丁目	0.20	S57.8.5	市告 第26号	0.20	S60.1.7
2	岩沼海浜緑地	岩沼市下野郷字浜及び同字赤江川並びに押分字須加原	107.0 107.3 91.5	S58.2.4 H9.6.13 H27.4.7	県告 第120号 県告 第776号 県告 第430号	23.00（一部開設） 23.86（一部開設） 30.10（一部開設）	H3.8.20 H8.8.30 H12.5.1
3	千年希望の丘相野釜緑地	岩沼市下野郷字浜	16.7	H25.10.22 H27.4.7	市告 第76号 市告 第48号	17.1 16.7	H26.8.1 H29.12.1
4	千年希望の丘二野倉緑地	岩沼市押分字須加原	9.5	H25.10.22	市告 第76号	9.5	H27.10.22
5	千年希望の丘長谷釜緑地	岩沼市早股字前川及び寺島字北新田	13.5	H27.3.5	市告 第18号	13.5	H28.8.5
6	千年希望の丘蒲崎緑地	岩沼市寺島字北新田及び同字川向	1.2	H27.3.5	市告 第18号	1.2	R1.10.10
7	千年希望の丘新浜緑地	岩沼市寺島字川向	3.5	H27.3.5	市告 第18号	3.5	R1.10.10
8	千年希望の丘藤曽根緑地	岩沼市押分字須加原	0.35	H28.7.13	市告 第70号	0.35	H29.2.10

(5)下水道

名称	計画決定 年月日	告示番号	備考
岩沼市公共下水道	S47.8.30(決)	市告 第25号	815ha
岩沼市流域関連公共下水道	S52.11.24(変)	市告 第51号	1,159ha
	S56.3.30(変)	市告 第10号	1,170ha
	S63.4.7(変)	市告 第23号	960ha
	H5.4.9(変)	市告 第32号	1,177ha
新拓排水ポンプ場 1,000㎡	H11.12.7(変)	市告 第73号	汚水　1,214ha 雨水　584ha
二野倉排水ポンプ場 9,400㎡	H15.12.1(変)	市告 第79号	汚水　1,211ha 雨水　614ha
二野倉第二排水ポンプ場 2,700㎡	H25.3.1(変)	市告 第12号	汚水　1,231ha 雨水　974ha
矢野目排水ポンプ場 10,000㎡	H28.7.13(変)	市告 第71号	汚水　1,173ha 雨水　974ha
	H29.12.11(変)	市告 第91号	汚水　1,193ha 雨水　974ha
	R2.1.31(変)	市告 第8号	汚水　1,196ha 雨水　975ha
	R4.4.8(変)	市告 第54号	汚水　1,329ha 雨水　975ha
	R5.5.16(変)	市告 第67号	汚水　1,333ha 雨水　975ha
岩沼市特定公共下水道	H26.5.30(変)	市告 第64号	（旧特別都市下水路）

(6)汚物処理場

名称		計画決定				
番号	汚物処理場名	位置	面積(ha)	備考	年月日	告示番号
1	亘理名取共立衛生処理組合し尿処理場	岩沼市早股字前川	2.0	155kℓ/日	S52.4.21	市告 第14号

(7)ごみ焼却場

名称		計画決定				
番号	ごみ焼却場名	位置	面積(㎡)	備考	年月日	告示番号
8	亘理名取共立衛生処理組合ごみ焼却場	岩沼市下野郷字新藤曽根	37,978	157t/日	H25.3.1	市告 第11号

(8)火葬場

名称		計画決定				
番号	火葬場名	位置	面積(㎡)	備考	年月日	告示番号
1	岩沼市営火葬場	岩沼市早股字新寺前	約13,300	火葬炉数:3基	H28.2.12	市告 第7号

５.市街地開発事業

(1)土地区画整理事業

地区名	施行者	面積(ha)	区域決定（公告）	事業認可（公告）	換地処分（公告）	終了解散（公告）	公共用地率(%) 従前	施行後	減歩率(%) 公共	合算	目的
平等団地	個人	14.0	−	S54.4.27	S55.1.18	S56.3.31	2.4	44.6	44.0	44.0	宅地造成
千貫	組合	28.1	S50.4.8	S51.1.23	S57.7.9	S57.11.12	5.5	25.0	20.6	38.1	〃
末広	〃	4.6	−	S52.9.20	S55.6.3	S56.3.31	11.0	23.2	15.6	31.1	新市街地整備
武隈	〃	29.8	S52.12.6	S53.1.10	S61.1.24	S62.11.10	9.1	25.7	18.3	37.1	宅地造成
三色吉	〃	7.2	−	S60.10.8	H5.5.6	H5.10.5	15.0	29.9	17.5	58.1	〃
亀塚	〃	4.1	−	H3.5.10	H6.8.2	H8.2.16	9.1	26.9	19.6	35.3	〃
下野郷	〃	58.7	H3.12.13	H4.2.21	H7.10.31	H8.3.29	11.6	21.0	10.7	45.1	工業団地造成
第二武隈	〃	37.5	H6.8.23	H7.1.6	H19.11.30	H20.12.19	9.60	28.90	21.37	45.08	宅地造成
阿武隈	〃	4.9	−	H9.11.14	H13.7.23	H14.12.6	3.05	28.28	26.03	43.60	〃
三色吉南	〃	4.3	−	H11.11.5	H24.12.21	H27.2.20	17.66	34.39	20.32	72.14	〃
三軒茶屋西	〃	31.0	−	H11.12.10	H28.1.8	H29.1.11	9.08	29.34	22.29	57.64	〃
朝日	〃	9.7	−	H20.8.22	H29.1.27	H29.10.4	10.23	34.61	27.15	69.28	〃
西原	公共	5.6	H27.3.10	H27.6.18	H29.11.17		20.07	20.07	0	21.73	工業団地造成
矢野目西	〃	17.7	H29.6.21	H29.8.22	−		19.7	24.2	5.6	74.3	〃
早股松原	個人	0.9	−	R3.3.5	R4.9.5		9.41	29.4	22.08	76.04	宅地造成

６.地区計画等

(1)地区計画

番号	地区名	計画決定年月日	告示番号	面積(ha)	地区整備計画（建築物等） 用途	敷地面積(㎡)	壁面位置(m)	形態意匠	垣・柵	高さ	備考
1	里の杜地区	H9.5.23	市告第44号	41.2	○	○	○	○	○		H9.7.1条例施行 H11.10.1条例改正
2	第二武隈地区	H11.6.15(決) H13.7.5(変)	市告第40号 市告第55号	37.5	○	○	○	○	○		H11.10.1条例改正
3	三軒茶屋中央地区	H11.6.15	市告第39号	17.7							（区画道路の配置に係る計画）
4	三軒茶屋西地区	H16.5.14	市告第45号	31.0	○	○			○		H16.7.1条例改正
5	玉浦西地区	H25.6.17	市告第45号	20.0	○	○	○	○	○	○	H25.6.28条例改正
6	矢野目西地区	R1.5.17	市告第73号	17.7	○		○			○	R1.5.17条例改正

注1) ○印は、地区整備計画事項です。
注2) 条例は、「岩沼市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」です。

７.その他

(1)用途地域による建築物の用途制限の概要

［凡例］ □：建てられる用途 ☒：建てられない用途 ①、②、③、④、△、▲、■：面積、階数等の制限あり		第一種低層	第二種低層	第一種中高層	第二種中高層	第一種住居	第二種住居	準住居	田園住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用	
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿														×	
兼用住宅で非住宅部分の床面積が、50㎡以下かつ建築物の延べ面積の2分の1未満のもの														×	非住宅部分の用途制限あり
店舗・飲食店	店舗等の床面積が　150㎡以下のもの	×	①	②	③				①					④	①日用品販売店舗、喫茶店、理髪店及び建具屋等のサービス業用店舗のみ。２階以下。 ②①に加えて、物品販売店舗、飲食店、損保代理店、銀行の支店、宅建業等のサービス業用店舗のみ。２階以下。 ③２階以下 ④物品販売店舗、飲食店を除く。 ▲10,000㎡以下 ■農産物直売所、農家レストラン等のみ。２階以下
	店舗等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの	×	×	②	③				■					④	
	店舗等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	③				×					④	
	店舗等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×				×					④	
	店舗等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	▲	▲	×				▲	④	
展示場	展示場の床面積が 1,500㎡以下のもの	×	×	×	③				×						
	展示場の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×				×						
	展示場の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	▲	▲	×				▲	▲	
事務所等	事務所等の床面積が　150㎡以下のもの	×	×	×	▲				×						▲２階以下
	事務所等の床面積が　150㎡を超え、　500㎡以下のもの	×	×	×	▲				×						
	事務所等の床面積が　500㎡を超え、1,500㎡以下のもの	×	×	×	▲				×						
	事務所等の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×				×						
	事務所等の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×			×						
ホテル、旅館		×	×	×	×	▲			×				×	×	▲3,000㎡以下
遊技場・風俗施設	ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、バッティング練習場等	×	×	×	×	▲			×					×	▲3,000㎡以下
	カラオケボックス	×	×	×	×	×	▲	▲	×				▲	▲	▲10,000㎡以下（＊部含む）
	マージャン屋、ぱちんこ屋、勝馬投票権発売所、場外車券売場等、ゲームセンター	×	×	×	×	×	＊	＊	×				▲	×	
	アミューズメント施設の床面積が 1,500㎡以下のもの	×	×	×	③				×						③２階以下 ▲10,000㎡以下
	アミューズメント施設の床面積が 1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの	×	×	×	×				×						
	アミューズメント施設の床面積が 3,000㎡を超えるもの	×	×	×	×	×	▲	▲	×				▲	▲	
	劇場、映画館、演芸場、観覧場	×	×	×	×	×	×	△	×				×	×	△客席200㎡未満
	キャバレー、ダンスホール等、個室付浴場等	×	×	×	×	×	×	×	×	×		▲	×	×	▲個室付浴場等を除く
公共施設・病院・学校等	幼稚園、小学校、中学校、高等学校												×	×	
	大学、高等専門学校、専修学校等	×	×						×				×	×	
	図書館等													×	
	巡査派出所、一定規模以下の郵便局等														
	神社、寺院、教会等														
	病院	×	×						×				×	×	
	公衆浴場、診療所、保育所等														
	老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等													×	
	老人福祉センター、児童厚生施設等	▲	▲						▲						▲　600㎡以下
	自動車教習所	×	×	×	×	▲			×						▲3,000㎡以下
工場・倉庫等	単独車庫（附属車庫を除く）	×	×	▲	▲	▲	▲		×						▲　300㎡以下 ２階以下
	建築物附属自動車車庫 （①②③については、建築物の延べ面積の２分の１以下かつ備考欄に記載の制限）	① 一団地の敷地内について別に制限あり	①	②	②	③	③		①						①　600㎡以下　1階以下 ②3,000㎡以下　2階以下 ③２階以下
	倉庫業倉庫	×	×	×	×	×	×		×						
	畜舎（15㎡を超えるもの）	×	×	×	×	▲			×						▲3,000㎡以下
	パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下	×	▲	▲	▲				▲						原動機の制限あり ▲２階以下
	危険性や環境を悪化させるおそれが非常に少ない工場	×	×	×	×	①	①	①	■	②	②				原動機・作業内容の制限あり 作業場の床面積 ①50㎡以下　②150㎡以下 ■農産物を生産、集荷、処理及び貯蔵するものに限る。
	危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場	×	×	×	×	×	×	×	×	②	②				
	危険性や環境を悪化させるおそれがやや多い工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
	自動車修理工場	×	×	×	×	①	①	②	×	③	③				原動機の制限あり 作業場の床面積　①50㎡以下 ②150㎡以下　③300㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が非常に少ない施設	×	×	×	①	②			×						①1,500㎡以下　2階以下 ②3,000㎡以下
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が少ない施設	×	×	×	×	×	×	×	×						
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量がやや多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×				
	火薬、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量　量が多い施設	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等		都市計画決定が必要													

＊ 宮城県「風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律施行条例」により、風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定がされています。
注1) 本表は、建築基準法別表第二の概要であり、すべての制限について掲載したものではありません。
注2) 岩沼市は準住居地域及び田園住居地域の指定をしておりません。

(2)特別工業地区内の建築制限

工業専用地域の制限のほか、建築基準法別表第２(る)項に掲げる建築物は建築できません。ただし、市長が特別用途地区の目的を損なう恐れがないと認めたとき、又は公益上やむを得ないと認めたときは建築ができます。

建築基準法別表第２(る)

一　次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であって環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場

- （1）火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造
- （2）消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）
- （3）マッチの製造
- （4）ニトロセルロース製品の製造
- （5）ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造
- （6）合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）
- （7）引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造
- （8）乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造
- （9）木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）
- （10）石炭ガス類又はコークスの製造
- （11）可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）
- （12）圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）
- （13）塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐（りん）酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼（そう）鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒（ひ）素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造
- （14）たんぱく質の加水分解による製品の製造
- （15）油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品の製造を除く。）
- （16）ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造
- （17）肥料の製造
- （18）製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造
- （19）製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製
- （20）アスファルトの精製
- （21）アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜（りゆう）産物又はその残りかすを原料とする製造
- （22）セメント、石膏（こう）、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造
- （23）金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超えないるつぼ若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）
- （24）炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉砕
- （25）金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びよう打作業又は孔（あな）埋作業を伴うもの
- （26）鉄釘類又は鋼球の製造
- （27）伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの
- （28）鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造
- （29）動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造
- （30）石綿を含有する製品の製造又は粉砕
- （31）（1）から（30）までに掲げるもののほか、安全上若しくは防火上の危険の度又は衛生上若しくは健康上の有害の度が高いことにより、環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進する上で支障があるものとして政令で定める事業

二　危険物の貯蔵又は処理に供するもので政令で定めるもの
三　個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する政令で定めるもの

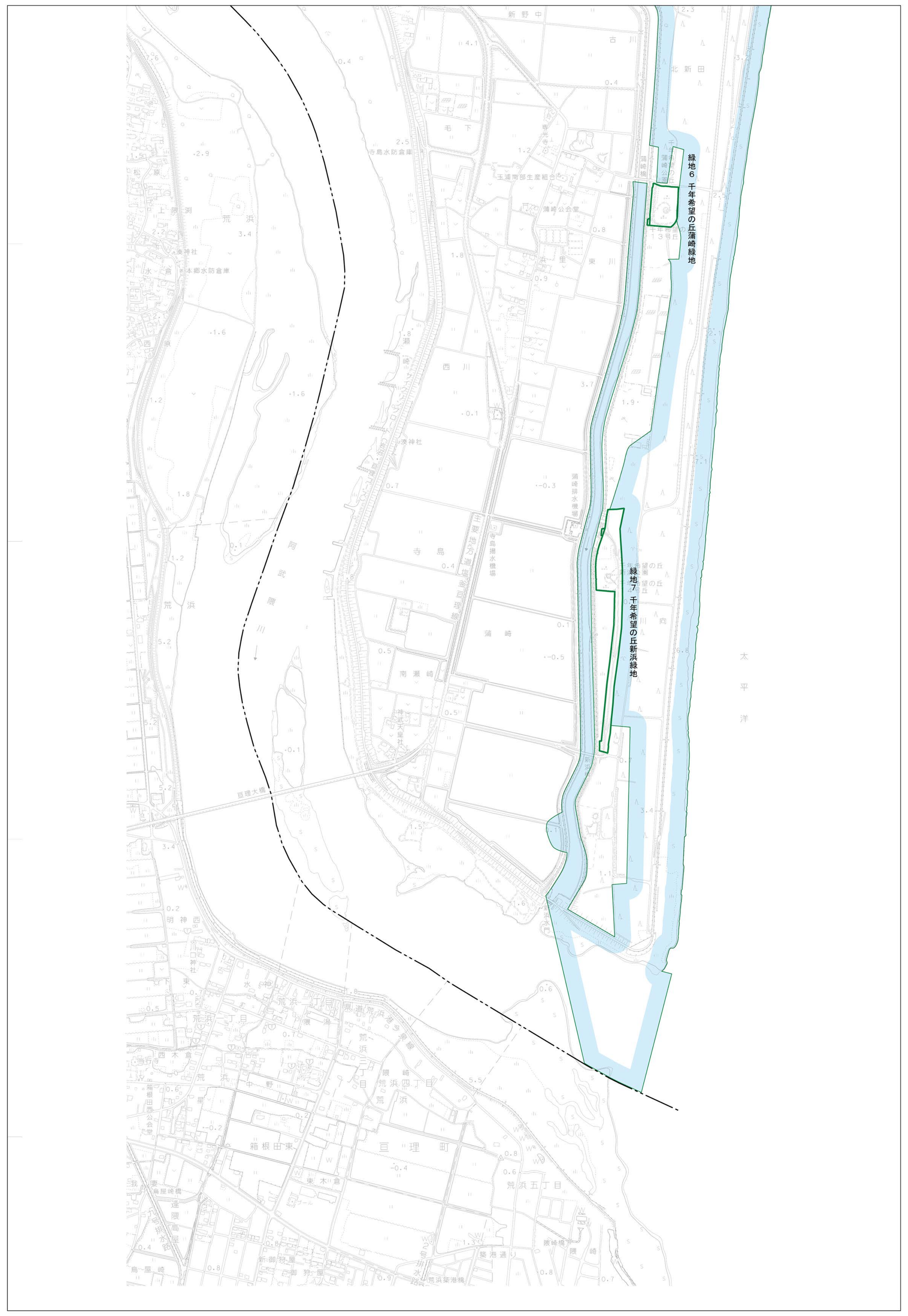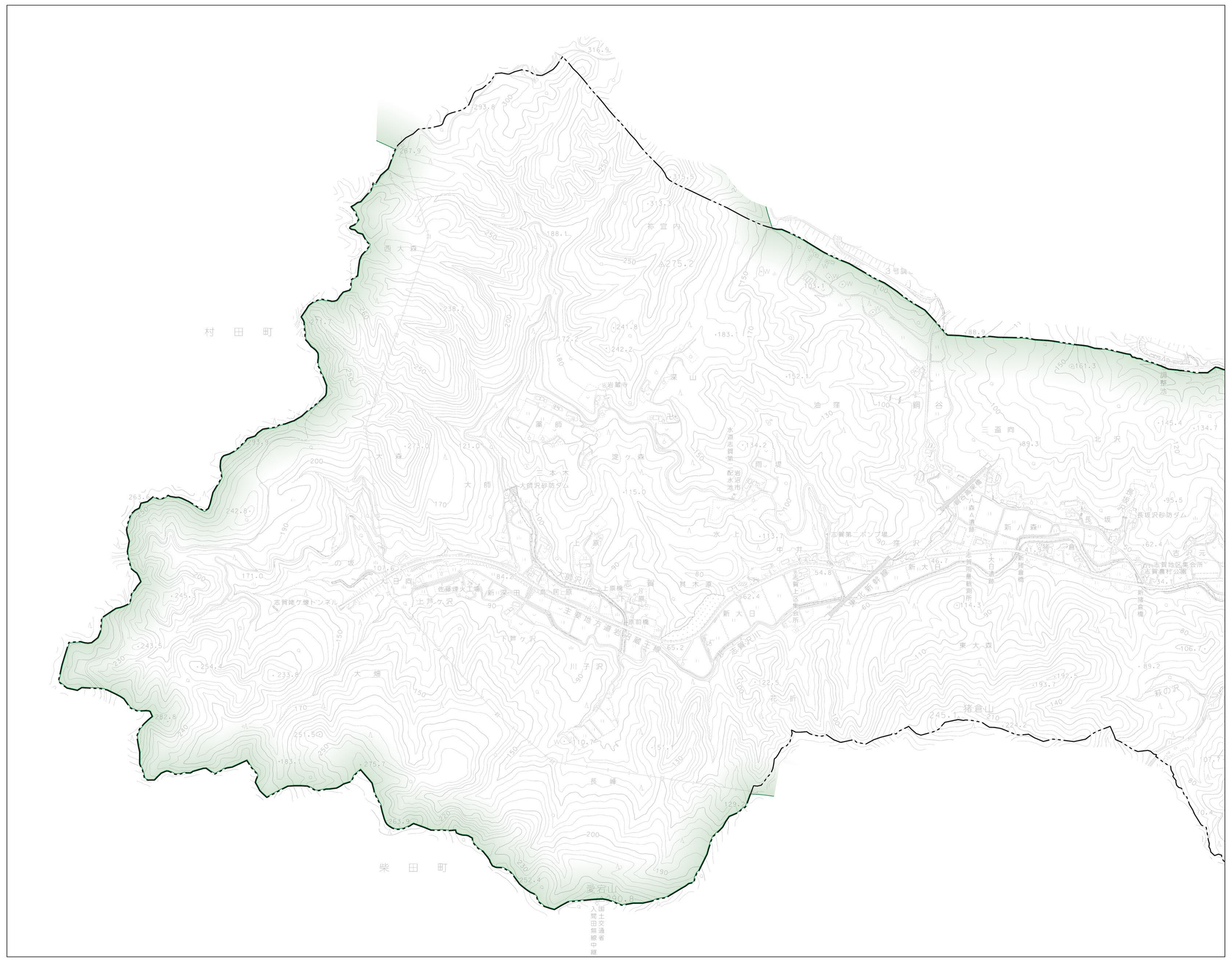＊上記は、令和５年６月１日時点のものであり、法改正により変更となる場合があります。